

平成 26 年度 第 2 回三和区地域協議会次第

日時:平成 26 年 5 月 29 日(木)
午後 3 時から
場所:三和コミュニティプラザ
2 階 会議室 1

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 平成 26 年度地域活動支援事業の審査について

(2) その他

4 閉 会

平成26年度 地域活動支援事業 提案事業一覧

番号	事業の名称	団体等の名称	事業費等 (単位：千円)		事業の概要
			事業費	補助希望額	
1	桜の植樹事業	錦町内会	22	22	マチ池周辺に桜の木を植樹し、地域住民の新たな憩いの場として整備する。また住民以外の通勤・通学の人々も楽しめるようソメイヨシノとシダレザクラを植樹する。
2	里公小学校区マーチングDEみんな元気！事業	里公小学校後援会	866	860	マーチングのユニフォーム、楽器を更新することにより、子どもたちが地域に支えられながら生きる自分を意識しその機運も高まる。また地域の人を招いての演奏演技を披露することで多くの方たちとの交流が図られる。
3	伝統つなぐ水源を守る事業	水吉町内会	569	500	水吉の清水周辺が整備されていないことから、水を汲むときに滑り危ない。清水周辺を整備することで、安全に水を汲むことができるようになる。また地域の防災訓練や非常時の水源としても大切なものとなっている。
4	岡田町内会まちづくり外灯のLED化による防災・防犯対策事業	岡田町内会まちづくり協議会	572	572	岡田町内の外灯35基をLED化し、管理の省力化を図る。また、高齢者や子どもたちの安全確保と見守り活動を行う。児童下校時の巡回、防犯パトロール活動を行う。
5	さんわの宝、仁王さん保存活動事業	神田自治会	1,283	1,280	市指定文化財木造不動明王立像の安置本堂の傷みがひどく、倒壊する恐れもあることから修復し、歴史的な資産として守っていきたい。林富永邸やよしだの谷内と連携し、散策コースとして活用を図る。
6	地域活性化事業	三和の歴史と文化を語る会	1,497	1,497	月見塚、錦の陣屋、旧三国街道を整備し、公園として維持管理を行ってきたが、案内看板が老朽化してきたため新たなものに更新し、歴史文化遺産を守るとともに、地域の発展に寄与する。
7	美守小学校区いきいき活性化支援事業	美守小学校後援会	1,276	1,276	美守地区体育大会や文化祭等をスムーズに行うため、放送機材とテントを整備する。
合計			6,085	6,007	

※三和区分額 6,100 千円

※補助希望額 6,007 千円

差額 93 千円

1 マニュアルの目的・活用

- ・自主防災組織（町内会）・避難者、施設管理者及び市の3者が協力することで、より円滑な避難所の開設・運営を図ることを目的としています。
- ・本マニュアルと事前顔合わせにより作成する「避難所情報台帳」を基に、その避難所の実情に即した、弾力的なルール作りにより、避難所の開設・運営にあたります。

2 マニュアルの種類

- ・「事前準備編」と「避難所対応編」の2編を作成します。
- ⇒ 「事前準備編」… 情報の共有などのための避難所情報台帳の作成等に関すること
- 「避難所対応編」… 災害発生時の対応から避難が長引く場合への対応に関すること

3 事前準備編の概要

- ① 市の避難所に関する考え方や避難所の種類と役割等について記載します。
- ② 「事前顔合わせ」及び「避難所情報台帳」の作成方法について記載します

◎ 避難所種類ごとの実施主体

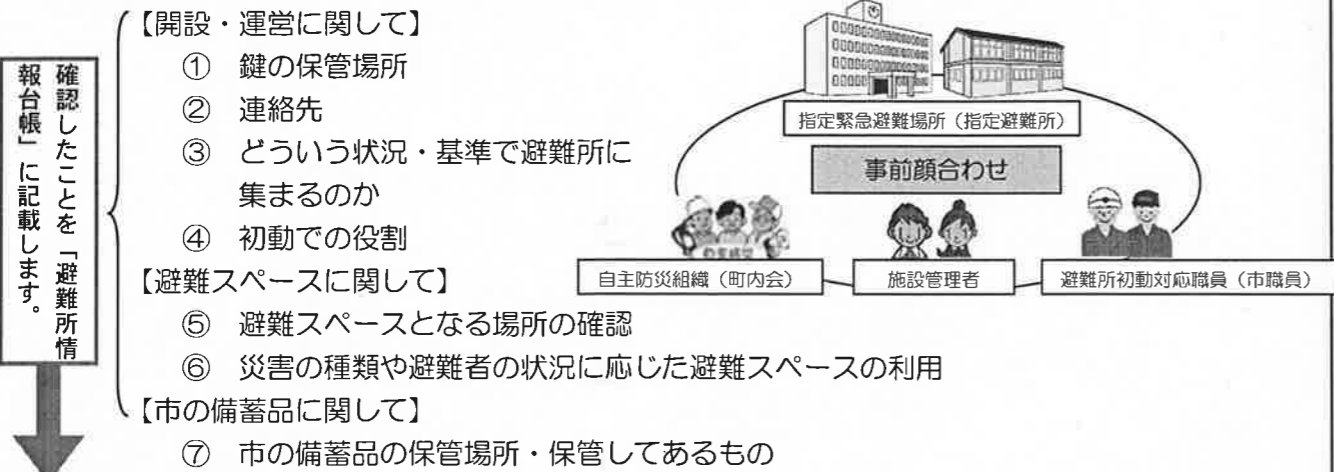
	避難所の種類	災害初動時の市職員への派遣	事前顔合わせ・避難所情報台帳作成の実施主体
A	指定避難所を兼ねた指定緊急避難場所	あり	避難所初動対応職員（市職員）
B	指定避難所を兼ねない指定緊急避難場所（屋内）	なし	自主防災組織（町内会）
C	指定避難所を兼ねない指定緊急避難場所（屋外） （津波時の指定緊急避難場所（屋外）、大規模な火事の指定緊急避難場所）	なし	実施しません。 （各自主防災組織（町内会）等、それぞれの防災訓練などで、場所等を確認してください）

A 指定避難所を兼ねた指定緊急避難場所（図面緑色）

(1) 日程調整

- ・避難所初動対応職員（市職員）が、指定緊急避難場所（指定避難所）の施設管理者と連絡をとり、日時を決定し、各町内会長に連絡します。
- ・各町内会長は、町内会の防災担当者など1名程度が参加できるよう調整します。

(2) 事前顔合わせのポイント⇒「お互いに顔の見える関係」の構築



(3) 避難所情報台帳の作成

- ・事前顔合わせを踏まえ、避難所初動対応職員（市職員）は、避難所情報台帳を作成します。

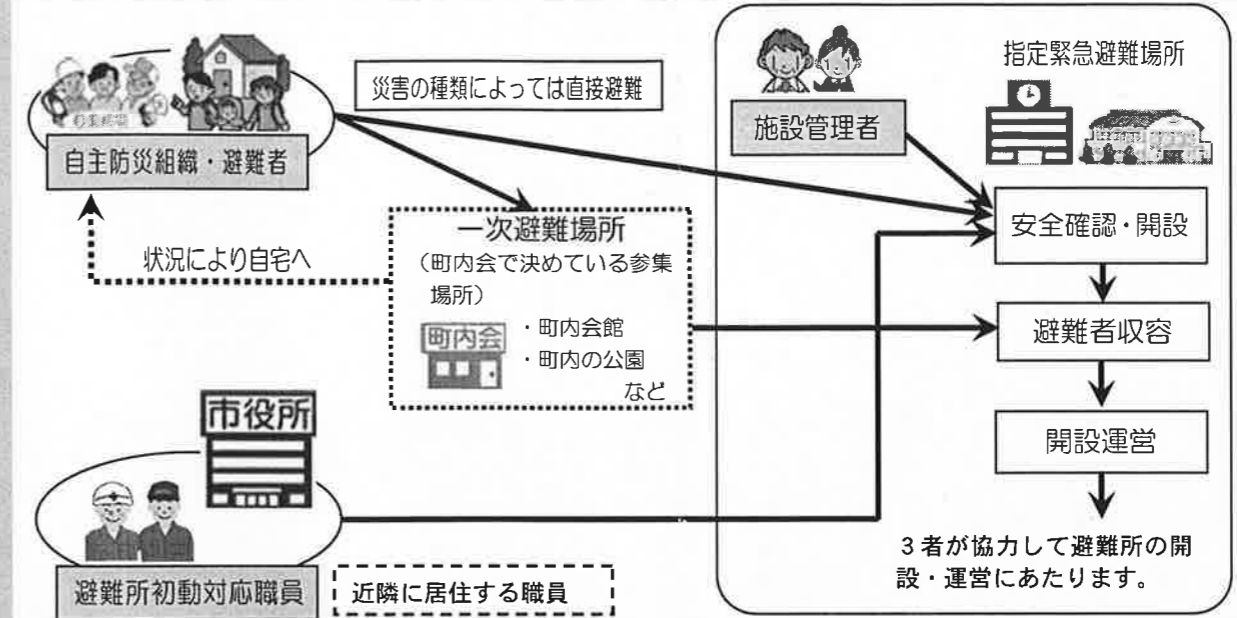
B 指定避難所を兼ねない指定緊急避難場所（図面水色・黄色）

- ・自主防災組織（町内会）が主体となり、施設管理者と「事前顔合わせ」及び「避難所情報台帳」の作成を実施します。

4 避難所対応編の概要

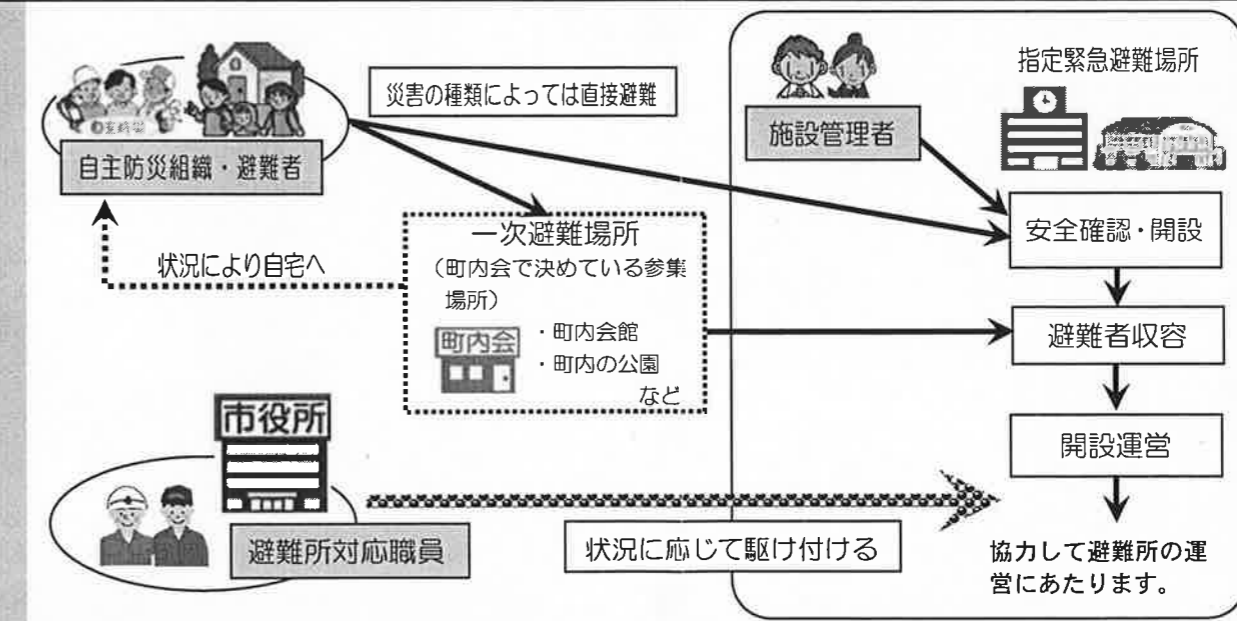
○指定避難所を兼ねた指定緊急避難場所（図面緑色）

自主防災組織（町内会）・避難者、施設管理者及び市の3者が協力し、かつ主体的に避難所の開設・運営に携わることで、より一層の避難者の安全確保を図ります。



○指定避難所を兼ねない指定緊急避難場所（図面水色・黄色）

自主防災組織（町内会）及び施設管理者が協力し、避難所の開設・運営にあたります。初動の段階では、市の避難所対応職員は駆け付けませんが、自主防災組織（町内会）等と連絡を取り合い、状況を確認し、必要に応じて、市の避難所対応職員が駆け付け、協力して避難所運営にあたります。



○避難所における初動での役割

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| ①施設の安全確認 | 目視による安全確認チェック表に基づき、施設の確認を行います。 |
| ②施設の開錠 | 鍵保管場所から鍵を借り、施設を開錠します。 |
| ③避難者収容 | 協力して避難スペースに避難者を誘導します。 |
| ④避難者の把握 | 町内会の避難者について把握し、避難者名簿を作成します。 |
| ⑤配慮が必要な方への対応 | 配慮が必要な方の避難スペース確保などの対応を行います。 |
| ⑥避難者数等の報告等 | 市の災害対策本部に避難者数の報告のほか、支援の要請等を行います。 |